

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成25年 9 月 17 日 (火曜日)

予算・決算委員会

平成25年9月17日（火曜日）午前9時00分 開会

本日の委員会に付した事件

第117号議案	「質疑・討論・採決」
第118号議案・第119号議案	「質疑・討論・採決」
第120号議案	「質疑・討論・採決」
第121号議案～第147号議案	「質疑・討論・採決」
第148号議案	「質疑・討論・採決」
第149号議案・第150号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（15名）

委員長	滝川健司	副委員長	加藤芳夫				
委員	下江洋行	前崎みち子	山田たつや	中西宏彰	中根正光	鈴木達雄	
	長田共永	鈴木司郎	鈴木眞澄	丸山隆弘	森 孝	菊地勝昭	
	荒川修吉						
議長	夏目勝吾						

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、監査委員及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議事調査課長 中島 勝 書記 伊田成行 今野千加

開 会 午前9時00分

○滝川健司委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、予算・決算委員会を開会します。

本日は、去る11日の本会議において本委員会に付託されました議案のうち、第117号議案 平成24年度新城市一般会計決算認定から第150号議案 平成24年度新城市工業用水道事業会計決算認定までの34議案を審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

なお、質疑者、答弁者とも決算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いします。

第117号議案 平成24年度新城市一般会計決算認定を議題とします。

はじめに、歳入1款市税の質疑に入ります。
質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 おはようございます。

それでは、第117号議案、平成24年度新城市一般会計決算認定について。

歳入1款市税、14ページです。

平成24年度に固定資産税の評価替えが行われましたが、増税感を訴える市民の声も多く聞くわけでありますけれども、固定資産税総額は前年比5%減となりました。評価替えにより、土地及び家屋それぞれについて、課税状況は実際のところどのように変わったのか、市民の皆さんの疑問にうまく説明できるように、回答をお願いしたいと思います。

○滝川健司委員長 松下税務課長。

○松下 誠税務課長 それではお答えをいたします。鈴木委員さんからご質疑いただきましたとおり、平成24年度における固定資産税の課税総額すなわち調定総額であります、対前年比5%程度の減少でございます。

課税状況から比率を申し上げますと、土地については前年比1.2%増、家屋は10%程度の減となっております。

まず、土地の部分であります。負担水準の均衡化を図る観点から、調整措置がとられていますが、24年評価替えでは、この時の税制改正に伴い、住宅用地の据え置き措置の割合が8割から9割に引き上げと変更になっております。結果、据え置かれておりました、課税のもととなる評価額の負担水準がなだらかに上昇している状況であります。

具体的に申しますと、負担水準が高い土地は、税負担を引き下げ、据え置きを行う一方、負担水準の低い土地は税負担を引き上げていく仕組みになっており、これが土地の増加要因でございます。

次に、家屋につきましては、24年評価替えでの再建築費評点補正率、これ我々は、建築物価変動率とっている部分であります。そして、それと経年減点補正率これに乗じて得た評価額の減、新築家屋件数の減少などが大きな要因で10%程度の減少となったものであります。

以上の変化、状態等によりまして、固定資産税総額としては、前年比約5%減少となったものと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳入1款市税の質疑を終了します。

次に、歳入12款分担金及び負担金の質疑に入ります。

質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳入12款2項1目、負担金、民生費負担金、22ページでございます。

不納欠損額が前年度決算より、大幅に伸びを示したがその要因は。また、未済額も多額にあるが、その未納理由と納入依頼手続きの

指導は行っていたか。よろしく申し上げます。

○**滝川健司委員長** 金田こども未来課長。

○**金田明浩こども未来課長** それでは、お答えさせていただきます。

不納欠損額の大幅な伸びの要因につきましては、5年の消滅時効が成立しています平成13年度から平成17年度までの保育所保護者負担金過年度分の未納額60件、100万2,500円になっております。これは、地方自治法236条の規定に基づき、不納欠損をしたものでございます。

次に、未納理由であります。児童福祉費負担金の収入未済額の内訳は、平成24年度の現年度分が65件78万9,470円、過年度分が154件で182万9,890円の合わせて219件、261万9360円となっております。

その主な理由は、リストラや病気などでの離職等による収入減が原因で、支払いが困難となったケースが約3分の1。家庭不和や別居などにより配偶者が必要最低限の生活費を入れないため、支払いが困難となったケースが約3分の1。その他が約3分の1と分析しております。

また、納入依頼手続きにつきましては、引き続き各園を通じた納付依頼、こども未来課から計画的な納付に向けた電話催促。臨戸訪問等による納付勧奨を行うとともに児童手当の受給資格者からの申し出により、当該支払われるべき児童手当の額の全部、または一部を未納保護者負担金等に充当できるように、昨年度新城市児童手当事務取扱要綱を、一部改正し、平成25年2月支給分の児童手当から充当を実施するなど未納額の遁減に努めております。

以上です。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** ただいま不納欠損の100万2,500円のいろいろな件数から理由等お聞きしたんですけれども、これ、前々年度とか前年度の決算見ますと、ほとんど不納欠損ゼロな

んですけれども、突然、今年度、24年度の決算で100万2,500円というのが上がってきたわけなんですけれども、いろいろな理由があるにしろ何にしろ、払っている方と払わなくて済ませて、不納欠損でいる方と非常に不公平さが、実は出てくるんですけれども、実際この決算になるまでに、いろいろなお話をされたような感じもしますけれども、本当に支払い能力がないのか、意思がないのかとその辺のちょっと判断というのが、担当課としてどのように思いがあったか、教えてください。

○**滝川健司委員長** 金田こども未来課長。

○**金田明浩こども未来課長** この未納の欠損処分させていただいた世帯におきましては、年数回電話催促でありますとか、臨戸訪問等を実施させていただきました。ですが、接触できない機会も多く、世帯においては、その後離婚されてしまって、どちらがその保育料を払うのかというような問題等もありまして、あとは生活苦というのは確かにあるものですから、その辺も踏まえて、いろいろ接触しましてお話等もしてきたわけなんですけれども、結果的に5年の消滅時効の期間が経過したということで、徴収できないということで、今回不納欠損処分をさせていただいております。

今回の主なものにつきましては合併前の保育所保護者負担金でありまして、これを監査委員さんのほうからのご指摘もありまして、10年を超えるような債権もあるということで、公平の観点から徴収に最善をつくすようにということで、回収不納債権について法的な手続きを早期に整理されるようにということで、ご指摘を受けておりましたので、これに基づきまして、時効中断等を確認しました上で、5年間を経過している回収不納債権につきまして、法的な手続きをさせていただいているということでございます。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** 今の答弁では、電話とかいろいろ催促をしたというんですけれども、私

は、まだまだ真剣身というのか、本当に支払っている方に対しての公平性が欠けていて、やはり電話の催促というよりも、離婚された方とかいろいろ今お話されたんですけれども、もっともっとやっぱり真剣に不納欠損に上げる数字をもっともっと少なくすべき。旧新城市からという言いわけもありましたけれども、やっぱり多くの方が支払っておりますので、それは必ず少なくしていただきたい、今後ですね。

その中で、今年度、市のほうも市税等のコンビニ収納が始まったと思うんですけれども、こういう方々というか、離婚された方とかいろいろ家庭の事情があるにしても、そういう子どもさんを持っている方の母親というのは非常にコンビニも利用しますので、これから負担金という、収入科目でありますけれども、その辺の可能性はできるんですかね。市税のコンビニ収納、負担金、保育料というのは、これは質疑になるかどうかわかりませんが。

○滝川健司委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 今、検討はしておりませんので、今後調べましてそういった可能性もあれば、検討というかほかの町村等も参考にしながら、ちょっと考えていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 もう1点。13年から17年までのという話を聞いたんですけれども、今、今年度の決算を見ますと、未済額がまだ261万9,360円ほどあります。これで、もし来年というか欠損にこの中から5年経過するような件数とか、件数までわかりませんが、金額とかそういうのはわかりますでしょうか。教えていただけますか。

○滝川健司委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 今、手元に資料がないんですけれども、18年19年は未納がなかったものですから、今年度、欠損は、保育料

についての欠損はございません。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

○滝川健司委員長 鈴木司郎委員。

○鈴木司郎委員 今、加藤議員の関連質問でございましてけれども、18年度未納がなかったということでありましたけれども、18年度決算のときには、140何万円のその未納があったわけですね。それが、13年度から17年度分だということだと思いますが、18年度から5年経過するということは、23年度決算で5年が過ぎるわけだと思うんですが、そこら辺を昨年不納欠損をやらなくて、今回やったというその考え方についてお伺いします。

○滝川健司委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 当然、5年の効果が成立すれば、その年度に不納欠損をするということが本来かと思っておりますけれども、それがちょっとできていなかったということで、今回併せてさせていただいたというようなこととさせていただきます。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳入12款分担金及び負担金の質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 歳出3款2項1目、老人福祉費、高齢者能力活用推進事業、100ページでございます。

補助金の支出先と用途目的に対する事業効果は上がったか。よろしくお願ひします。

○滝川健司委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 お答えいたします。

補助金の交付先は、公益社団法人新城市シルバー人材センターでございまして、定年退

職等における高齢者の就業機会の拡大とその福祉の推進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与するという目的のための事業運営に対しまして、職員人件費並びに一般運営費や会員の技能訓練費、その他センターの運営に関する経費の一部を補助しております。

事業効果についてでございますが、24年度の事業実績では、5,136件を受託し、延べ3万9,978人の会員に就業の機会を提供しております。受託件数は毎年減少してきましたが、24年度は増加に転じております。

一方、会員数は減少傾向に歯止めがかからない状況にあるため、事業拡大を兼ねホームページの開設や、機関紙の発刊、市広報への掲載により会員の増強を図っているところでございます。

また、職員配置による人件費の抑制や、シルバーまつり等の開催による普及啓発、公共施設の剪定・草刈、ごみ拾い等の奉仕活動、技能講習会の開催・実施により適切な運営が行われているところでございます。

以上のとおり、補助事業の効果は上がっているものと考えております。以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 確かに高齢者能力活用事業、シルバー人材センターへの補助金で、高齢者、定年退職以後の皆さんの就労の場としては、私も大切な業務、仕事だと思っておりますけれども、ただ1点、この数年間のその補助金の使途、目的について、先ほどちょっと答弁ありましたけれども、非常に職員の人件費に対する補助が多いんじゃないかなと思うんですけれども、現実この今年予算で3,200万円余の中で職員に対する給料、賞与、いろいろな手当等、どの程度この3,200万円、ウェイト、金額がわかれば教えてください。

○滝川健司委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 3,298万3,000円のうち、人件費は2,956万7,000円で残り341万6,000円

が事務費でございます。人件費は、前年度に比べまして87万円、事務費は37万7,000円減少している状況でございます。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、答弁を聞いてびっくりしたんですけれども、3,200万円の補助金のうち職員に対する人件費が2,900万円余。いやこれ本当にちょっと言葉って、事業名見ると高齢者能力活用推進ということで、本当に定年退職後の皆さんの職業訓練とか、本当にその人が真つ当なというか、その職業をちゃんとできるように与えていくいろいろな機材とか指導とかいろいろなものに使っていくなら、私はその3,200万円余という金額は、それは目的に達していると思うんですけれども、その職員の人件費で2,900万円も出るって、この職員というのはどういう高齢者能力活用に対する、どういうお仕事というか、何を担当している職員なんですかね。

○滝川健司委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 人件費につきましては、シルバー人材センターの事務局員の人件費でございます。現在正規の職員が6名おります。市町村合併の前からの職員でございます。事業の職員の業務でございますけれども、就業開拓、安全適正就業の推進、それから受託にかかる事務の手続き、会員への就労の紹介、会員の加入促進と普及啓発等でございます。

法人事業の収入のほとんどが会員への配分金というところに支出されますので、ほかに収入というところは配分金のその7%の部分とそれから国、市の補助金というところでございますので、人件費についてはその補助がないと運営ができないという状況でございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁からいくと、その職員の6名の維持というか人件費は、市内の

皆さんから委託を受けて、ほとんどその就業していただいた方に還元しているから、ほとんど残らないということになるので、職員の人件費については全て補助金でないとやっていけないというのが、現実ということですか。

お願いします。

○滝川健司委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 今、委員のご指摘のとおりです。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ちょっとそれでは深く入りますけれども、この市民全体からずっとシルバー人材センターにいろいろな仕事を委託、当然これ委託ですから委託契約を結んで、それから仕事をするほうには、シルバー人材センターから受託契約とか、そして要するに一種の請負契約的なことでやって、その少し差額をいただいて事務経費に充てようということなんですけれども、やはり科目の項目を見ると高齢者能力活用推進事業というのは、やはり私は今まで気がつかなかった申しわけなかった。本来のそういう新規事業を開拓したり、新しい方に新しい職業訓練をするための費用と思っていたんですけれども、ほとんどその職員の人件費に消えていくというのは、ちょっとなんかこの項目というか科目の名称というのかな、これもおかしいんじゃないかと思うんですけれども、ちょっと決算の中で、もう少し考えてというか、今後考えていただきたいと思うのと、もう一つ考えていたのがこれは公益社団法人シルバー人材センターということは、当然法人格を持っていますので、請負事業でやっている以上は、これは収益事業にあたる部分ですか、その総額いくらか、受託。これは人件費です。総事業費、何億円とかおそらくやっていると思うんですけれども、収益事業でやっておられるということでよろしいですね。

○滝川健司委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 4月から公益社団法人

になったわけでございますけれども、この収支によりまして、その収益は原則でないという経理ということが決められておりまして、単年度に余剰金が出た場合でも、翌年度にはそれを還元するという計画を立てるということが定められておりますので、先ほども言いましたように、人件費の部分はもう収益というところで補えないものですから、補助金で対応するという格好になります。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 最後になりますけれども、今の答弁を聞いて感じたことは、やはり市民いろいろなところから受けるのは委託、請負契約ですよ。で、それをまた請け負ったものから、出していくのは委託契約、また接していると思うのですけれども、それに対して職員の今3,200万円が補助金であって、それを除けばこれは公益事業じゃなくて収益事業に当てはまっていくという感じがして、最後に言いたいのは、これは所得税にも関係してくるんですけれども、利益というか所得というかは見ないで、出た場合は次年度に還元していくと、これは単年度決算でやっているはずだと思うんですけれども、繰越金というのを出せば、これは所得がかかっているんです。これは、税務署等は申告されているんですか。

○滝川健司委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸課長 先ほど言いました単年度で収益が万一出た場合は、翌年度に事業の中で繰り越すというのは、そのQ&Aで調べたものでございまして、実際にその法人が税務署にどのように申告しているかということについてはちょっと把握しておりませんのでよろしくをお願いします。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 申しわけない。請負でやっている以上、委託を受けた金額の何%は引いて、また下に出すということですから、これ

公益ではないですよ。そうじゃないですかね。今の答弁をずっと聞いていると、公益と収益というのはえらい違うんですよ。その辺で、すいません、一度よく公益社団法人のシルバー人材センターの決算状況とかそういう定款とか、一遍よく見ていただけませんかでしょうか。終わります。

○滝川健司委員長 それでは、公益社団法人の役割を明確になるようにしてください。

加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 お願いします。

歳出3款1項3目障害者福祉費、地域活動支援センター事業、96ページ。

1事業の目的や内容が市民へ周知されていたか。

2利用者のニーズに答えられていたか。お答えをお願いします。

○滝川健司委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 お答えさせていただきます。事業の目的や内容が市民に周知されていたかということに対してですが、利用対象者に対しての周知は福祉課窓口や障害者相談支援員等を通じて、事業の目的、内容の周知を図っております。

また、2の利用者のニーズに答えられたかのお答えですが、委託事業である西部福祉会館の地域活動支援センターの、前年度との利用実績を対比いたしますと、平成23年度年間実績は、実登録者数が21人、年間延べ利用者人数は1,461人、1日の平均利用者数は6人となっております。これに対して平成24年度実績では、実登録が23人、年間延べ利用者数が1,522人、1日の平均利用者数6.2人と、実登録で2人、年間延べ利用者数で61人、1日の平均利用が0.2人の増加となっております。

また、年度当初、24年4月1日の平均利用者数6人に対して、25年3月時点では6.7人と人数のほうは伸びております。

年間平均の実績は、わずかな伸びではありますが、年度当初と年度末においては、利用人数に伸びが見られております。

また、平成23年度に週に3日間であった開所を週に5日にふやしたことにより、利用者の実登録人数が23年度の13人から、平成24年度には23人にふえておりますので、利用者のニーズに応えることができているというように思っております。

なお、事業費全体から見ますと他市町村の地域活動支援センターを利用した際の負担金がございますので、前年度と対比しますと、利用者が他市町村の地域活動支援センターの利用者が1名減っており、負担金の額が減っておりますが、逆に市内の西部福祉会館の委託料、こちらのほうが増加しているということで、決算額につきましては、平成23年度と24年度がほぼ同額となっております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 利用者に対して周知という意味でいうと、市民の中でこの利用できる方というのは、どのような方が利用できるのでしょうか。

○滝川健司委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 利用対象者であります。現在のところ障害者の手帳を持っておみえになっておられる方で、地域生活支援事業となっておりますので、そちらのほうの利用許可申請を出していただいて、市のほうでその利用許可を認められる、受給量の関係がございます。週に使われるかたが限られておりますので、そこらの兼ね合いも踏まえまして、利用の日数だとか、回数が決まっておりますので、その空きの状態での利用決定等を出させていただいております。また他市町村につきましては、事前に利用できるかどうかということを確認していただいております。それから申請をいただいているというような状況がございます。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 その手帳を持っている方というのは、これ身体、知的、精神、3種類、皆さんが使えるセンターなんですけれども、人数はどのくらいみえるのでしょうか。

○滝川健司委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 申しわけございません。各手帳ごとのその利用者数というものは、今、手元のほうに資料がございません。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 すみません、言葉がちょっと足らなかったです。受けていて、いろいろなサービスを受けてみえる方いると思うんですけども、手帳いただきながら。この地域活動支援センターを利用したほうがいいという、市として手帳配付したほうがいいと思われる方、どのくらいみえるというように把握してみえるかお伺いします。

○滝川健司委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 利用の対象者というところでは、実際、今登録をされている23名の方となっております。手帳を持っておみえになって、なおかつご自分で地域活動支援センターを利用したいということで、窓口のほうで申請をいただきまして、受給者証というものを交付しておりますので、ほかの方々につきましては、ご自分の生活の中で地域活動支援センターの利用を必要とされていない方もおみえになります。手帳の所持者の方々は今全ての方が利用する資格はお持ちですけれども、あくまでも個人のご意思で申請をいただいて利用していただくという形になっております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 そのこのところが大変重要でして、地域活動支援センターを利用したいということは、どこかから相談支援を通じたり、情報が入ってそういうところがあるなら、社会へ一歩出る前の訓練をするための場所だから、利用したいというふうに流れていくん

ですけれども、実はこの地域活動支援センターがこういう場所があるということがわからない、またそれをどこへ相談して行ったらいいかわからない、そういうような広く市民の、特に精神の関係の方とかは一歩外へ出るきっかけ、こういうものを欲しい。

それから、若くして脳卒中とか半身不随になって、なかなか高齢者の介護施設を利用できない方、こういう方たちにとって、そういう場所があるなら、1日そんなに長い時間、10時半から3時と書いてありますけれども、時間でも利用したい、こういう方たちにこの情報がどういように入るかというところが、すごく大事だと思うんですが、そういう方たちにどのように周知しているのかお伺いいたします。

○滝川健司委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 まず、精神障害の方々につきましては、地域活動支援センターを利用したいというようなニーズ等はございますが、そのようなニーズと実際に利用されるかというようなところの観点につきましては、自立支援協議会のほうでも課題となっております。今年度、その自立支援協議会のほうでは、地域活動支援センターとは違うサロン活動というものを実際に別の場所で行っており、月に1回程度ではありますが、主に精神障害の方々を対象に日中の居場所、ただ単に来るだけというような、そういうような形のを試行的にやっております。

また、身体障害の手帳を交付されたの方々につきましては、窓口でのご案内だとか、手帳を所持されて福祉サービス等ご利用される時には、障害の相談員のほうが必ず付くような形になっております。窓口のほうでも案内のほうをさせていただいておりますので、そちらのそういうような周知の仕方をさせていただいております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 2点目のほうなんですすけ

れども、利用者、実際使われた方たちがこの活動支援センターに苦情というか、要望というか、この辺についての把握はされているのでしょうか。

○滝川健司委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 地域センターの今の課題としましては、今の西部の中では老人デイとの兼ね合いで、利用時間だとか送迎時間等の制限がございます。そこらのところから、ちょっと利用者の送迎できる範囲とかが限られておまして、家族支援をお願いしているような場面もございますので、そのあたりのニーズだとか、あと利用人数のほうも1日10名の受け入れ体制がとれるような形にはなっておりますが、なかなかご本人様とのその曜日のニーズが合わなかったりだとか、送迎時間とのニーズが合わないというようなところがありますので、今後はそのあたりのところをちょっと検討課題としていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 歳出3款3項1目、児童福祉費、放課後児童対策事業、106ページ。

当初予算から約500万円減額の執行となっているが事業の目的に対する成果の達成状況について伺います。

○滝川健司委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 この事業は、放課後児童クラブの運営経費であります。臨時雇い賃金340万円、需用費128万円を減額執行いたしております。

臨時雇い賃金の減額執行であります。当初予算の段階では、児童クラブの運営上、指導員以外の臨時職員、いわゆる補助員であっても、保育士等の有資格者の雇用が望ましいため、有資格者の時間単価で積算してあります。

しかし、実際に有資格者の募集をしたもの

の、予定していた人材が確保できなかったため、一部の児童クラブにおいては、補助員に資格を持たないものを雇用しました。

また、24年度、新たに開設した舟着、東陽の2つの児童クラブについても、各クラブに指導員と補助員の2名を配置する予定で積算しておりましたが、利用募集の結果、当初の見込みよりも、児童数が少なく、各クラブとも有資格者1名の配置で運用ができたことが主な理由となっております。

次に需用費の減額執行であります。先にお答えしたとおり、二つの児童クラブを利用する児童が見込みの応募数を下回ったことなどによりまして、おやつ等の賄材料費等につきまして、同様に減額となったことが主な理由となっております。

以上のように、予算執行上は当初予算から約500万円の減額となっております。事業の目的に対する成果の達成状況につきましては、児童クラブを新設したことで、よりきめ細かなニーズへの対応が図られるようになったこと、全児童クラブの利用児童数が前年度比28名の増、比較しますと12%の増となっていることから、十分な成果が達成できたと判断しております。以上です。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 減額の理由については、ご説明いただきましてよくわかりました。舟着・東陽につきましては、補助員、有資格者となる人材の確保ができなかったということ、有資格者1名の配置で行ったという。それから、定員、利用者数が見込みを下回ったという、こういった事情でしたけれども、補助員、有資格者の配置ができるような準備といたしますか、次年度に向けたそういった対策、このようなことは考えられましたでしょうか。

○滝川健司委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 引き続き、募集については、広報等で周知していく所存でございますけれども、できるだけ、できればそ

の児童クラブに近い方が指導員等になっていただくのが、一番効率的ですし、地域にもなじんでいただいているということで、そういう方をいろいろこちらからも、地域の方にお話を聞きながら、雇用のほうに向けて対応していきたいと考えております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 開所場所が13カ所あります。この開所場所ごとの細かい状況までの説明は求めませんが、舟着と東陽について、ご説明いただきました。その前年度23年度から開設されました、作手について。この24年度の実績、その達成状況、その辺りのご説明をいただきたいと思っております。

○滝川健司委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 作手の児童クラブでございますけれども、現在利用者数が4名の方が利用されておまして、地域の要望、ニーズに対応できていると判断しております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 先ほどの加藤委員のご質問の中で、人件費の内訳につきまして、私が職員6名、正規職員が6名ということでお答えさせていただきましたが、そのほかにも嘱託員1名とそれから臨時職員3名の人件費が含まれておりますので、ご訂正をお願いいたします。

○滝川健司委員長 先ほどの発言の訂正をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出5款労働費の質疑に入ります。

質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、歳出5款1項1

目、労働諸費、重点分野雇用創出事業、138ページでございます。

1点、市及び北設楽3町村の広域観光モデルルート作成の効果と情報発信の方策を伺います。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 それでは、お答えさせていただきます。三遠南信自動車道の鳳来峡インターの開通等により、静岡、関東圏からの来訪者が増加しております。こういった内容で、本市を訪れていただく方が増加している一方で、約9割の方が日帰り客というふうになっている調査の結果もございます。

恵まれた地域資源を生かし、より長時間ないし宿泊をして、この地域に滞在していただくことが課題と考えております。

そこで、新東名高速道路開通に向けて、他の地域との地域間競争においては、奥三河といった広域エリアでの観光の魅力の発信が不可欠と考えております。

昨年度作成しました広域観光モデルルートにつきましては、一泊二日のプランが22ルート、日帰りプランにつきましては39ルートの61ルートを作成いたしました。

その内容も、体験、グルメ、地元の食材を使った料理、花、文化財等の伝統文化、温泉と多岐にわたっております。その組み合わせにより、より魅力を増すようにルート化しているものでございます。

今後の奥三河地域における広域連携を促進するための道具として、活用していきたいと考えておりますし、情報発信の方策につきましては、新設が予定されております道の駅等での観光案内、無論既存の道の駅の観光案内、奥三河観光協議会のホームページ等冊子も含めて、さまざまな媒体を用いて、来訪者にモデルルートによる旅の提案としての活用を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 この点で、1点だけ合わせてもう一回聞きたいんですが、雇用の創出の部分ということで、成果のほうはどう考えているかというところを教えてください。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 雇用創出の部分につきましては、3名の失業者を雇用させていただいて、このルートをつくりながら観光の面のスキルというのか技術を習得し、内容を把握した上でモデルルートをつくるという内容をしたということで、雇用のほうのその次の雇用につなげていける採用者というような形になったというふうに考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 すみません。関連の質問ですけれども、この決算で569万1,000円というのは、これは委託料と書いてあるんですけども、3名の雇用も臨時的雇用というふうに先ほど答弁あったんですけども、これをどこにどういう形で委託に出したのか。例えば、随意契約とか入札とか、入札先、請け負った業者はどのようなところですか、教えてください。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 まず、委託の方法でございますが、こちらについては企画提案という形でプロポーザルという形で、審査をさせていただいて、その提案の内容というものを審査させていただいて、実際のそのニーズをモデルルートに生かすニーズというものをどんなふうに捉えるのか、名古屋と浜松でその失業者、雇用された方が実際に行かれて現地調査をされて、モデルルートにこういうものをというような内容が企画提案の中で含まれておりました。そういう面も企画提案の中

で、審査をさせていただいて委託業者を決めさせていただいた内容がございます。

それから、委託業者につきましては、NPOの新城ドリーム荘、それから複数そういう形で何社かご応募いただき提案いただいた中で、ここが点数として高い点数を取られてこちらの委託調査の条件に満足しておりましたので、決定をさせていただき、ハローワークとそれ以後の方法も適切に行われるということが確認取れましたので、この業者に確定させていただいて、委託期間の部分をやっただいて、実績を確認しこの金額ということになっております。

以上でございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出5款労働費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 当質疑においては、一般質問で同趣旨の内容答弁がありましたので、質疑を取り下げます。

○滝川健司委員長 質疑取り下げの申し出がございました。

長田共永委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 歳出7款1項3目、観光振興費、観光二次交通検討事業、156ページ。具体的な検討内容と成果についてお伺いします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 ではお答えさせていた

だきます。具体的な検討内容と成果につきましての部分でございます。二次交通とは、空港や鉄道などの駅から観光目的地までの交通手段のことを指しておりますが、本市の観光地は自家用車で移動することを前提に案内されている場合が多々ございます。自家用車を利用しない観光客にとっては観光地をめぐるににくいということが課題とされてきました。

検討会議では、自家用車以外の交通手段を確保することで新たな誘客と、利用者の利便性の確保をはじめ、観光ガイドの育成、環境負荷の軽減、高齢者・海外からの観光客への対応等多岐にわたる検討を重ね、本市にふさわしい二次交通として、市内の魅力ある観光資源を楽しく移動できる交通手段という内容として、駅及び道の駅等を起点としたジャンボタクシーと自転車の利用を挙げ、その具体的な活用について検討を行いました。

特に自転車の利用につきましては設楽原古戦場周辺、それから湯谷温泉周辺の2カ所を重点エリアとして位置づけ、歴史めぐりコース、織田・徳川の布陣をめぐるといったコースや、それから自然めぐりコース宇連川（板敷川）溪谷と望月街道というような2コースをモデルコースとして提言し、ボランティアガイドによる観光案内を交えて検討会議の委員も試走を実施し、その活用を行うものとしております。

観光ガイド付きのジャンボタクシーにつきましては、事業者との調整を図りつつ、活用に向けての協議を行っています。

以上でございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 この検討会議は、平成23年度から24年度25年度、今年度も含めると3年目に入っているわけですが、実際にこの駅からの二次交通手段の実現の時期の見込み、実施をいつと定めて、この例えばジャンボタクシーの駅からの二次交通の配置とか、それから自転車でのボランティアガイド付き

の案内、そういったものを目標時期をいつにして検討されたかその点をお答えください。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 今の検討会議のそのいつの時期までという内容というのは、若干触れられていない部分もございます。というのは、今観光客の方が自転車を利用するときに、その環境がまだ整っていないというのがありますし、それからジャンボタクシーにとりましても、周知をどういふふうに進めるべきかというようなことも課題というふうにされました。

ですので、少しずつ環境を整えていこうということで、実際には今年度もその試走を実際に、委員ではなくて一般の市民の方を含めてさせていただいて、モニターをとって、どんなふうにするのが一番いいのかということも含めて、やっていきたいというふうに考えております。それから、ジャンボタクシーにつきましても、事業者との調整、事業者がどういふ形で一番PRするのがいいのかということも含めて、調整を図っていき、なるべく早期にそういうものがストレスなく提供できるというような状況、環境をまずつくっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 具体的に、自転車ではモデル事業を来月行うということも、つい直近の新聞紙面に出了ました。そういう具体的な事業が見えて目に見えるわけなんです、ジャンボタクシーの、私は当然自転車というものもこれも大変魅力のある新しい取り組みとして注目されるし、こういった二次交通はこの地域の売りとして、つくっていくことは大変重要であると思うし、これは期待してありますが、やはり若い人であれば自転車で、こういった多少アップダウンもあるコースもありますので、走って自然を楽しむということは十分できるんですけれども、自動車でのやはり足が必要

としているお客様も当然多くいらっしゃるわけですし、ジャンボタクシーの検討の内容をこの事業者との協議の中で、もしSバスだとかスクールバス、土日に使える状況にある、もちろん平日は無理な時間帯もあると思うんですけれども、そういった現に市で所有しております車両を活用した、この二次交通の検討、それをされているのか。

それをされていく中で、例えば道路運送法上クリアしなければいけない課題とか、高いハードルがあると思うんですが、それを検討してクリアしてそういった部分も利活用しながらやっていく、こういう検討会議であるべきであると思うんですけれども、そういった検討はされてますでしょうか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 ジャンボタクシーの話につきましては、やはりSバスが日曜日動いていないということがあって、そういうときの活用というのが図れないかということで、話が進んでいました。ですので、事業者さんとの調整というのは、やはりどういう形で乗り合いにするのかというようになりますと、やっぱり先ほど言った課題というものが出てきますし、個人で申し込まれるという形にするのかとか、ガイドをつけるといっても、そのガイドが十分満足できるようなガイドになっているか、用意できるかというような内容もあります。

ただタクシーで回ってくれば良いというのではなくて、それにはその前に今の通常のタクシーの方たちの乗務員さんへの講習だとか、乗務員さんがその観光案内パンフレットを配っていただけるとか、そういうことを少しずつ進めながら、観光ボランティアガイドが乗れるような状況というのをつくっていただければという思いをしているという内容でございます。

以上でございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終

わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出10款2項1目、学校管理費、木の香る学校づくり推進事業。184ページでございます。

小学校を対象に平成22年度から始まった事業であるが、毎年定額の発注結果となっている。発注方式ですけれども、随意的なのか入札なのか、また業者は特定に決まっているのか、決まってやっているのか、お願いいたします。

○滝川健司委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 この事業は子どもたちに木の温もりを感じ、感性豊かな人間に育てて欲しいという思いから、市内全ての小学校に、奥三河産の木材を使用した木製の児童用机と椅子を導入するものでございます。財源の一部は愛知県が実施しますあいち森と緑づくり事業の交付金を受けて実施しています。平成22年度から順次導入を始めまして、平成30年度までの9カ年で、全ての小学校に導入する計画でございます。

導入方法としましては、小規模な小学校へは、1年生から6年生までの全員分を1回で導入しますが、人数の多い小学校では1学年ずつ6年間にわたって導入しているケースもあります。

ご質問のありました契約方法につきましては、導入初年度の平成22年度において、製品の選定委員会を設置しまして、木製の製品を製造している業者からプレゼンテーションを受け、仕様、使いやすさ、調節機能、価格などについて審査した結果、現在の業者の製品を選定しております。平成23年度以降については、同じ学校でのデザイン及び仕様の統一

性を図る必要から、初年度の選定結果に沿って同一業者での随意契約としております。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 平成22年度から始まって、これは同一業者で、今聞いておりますと30年までずっと同じ業者でいって、同じ価格で、ちょっと端的に今年の決算の内容を割ると1セット2万6,000円ですけれども、これがまだまだ30年まで続くという形ですけれども、これは本当に随意が正しいやり方というか、ほかに他の業者では競争できないんですか。

○滝川健司委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 競争という意味では、毎年することも可能だと思います。ただし、先ほど申しましたとおり競争することとは、違う製品が入る可能性が非常に高うございますので、同じ学校の中でいろいろな規格のものができないようにということを重視しているということが、今回の状況であります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 他の業者だと違う製品になるというんですけれども、この木の香る推進事業で、一つの当初の提案、プレゼンテーションをやった結果が出ればこれと同じものを発注すれば、私はどの業者でも同じものができると思います。

今のは、昔と違って手作りじゃなくてコンピューター作業でソフトさえあれば必ず同じようにできてくるんですよ。これを約30年までこのまま続くと、もう本当に予算額イコール、びた一文と言っては失礼ですけれども、全く同じなんですよ。これは他の業者というか、同業者でも同じものがつくれる業者が市内でもいると思いますし、この業者しかできないということはありませんと思うんですけれども、もう一度答弁をお願いします。

○滝川健司委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 この22年度に納入

いたしました業者では、いわゆるコンペ方式をとっておまして、この現製品についてはこの業者の取り扱いというふうに聞いております。今現在、毎年金額一緒だということですが、これについてはこの業者から、毎年購入先から見積もりを徴収し、金額については決定しております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 同一業者から毎年見積もりをいただいて決定しているということは、本当に一番当初と思うと、もう4年過ぎておりますけれども、これ当初の単価と思うと価格的には、現在ほどの程度下がっておりますか。1セット価格で結構です。

○滝川健司委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 単価につきましては、当初の250セット入れて以来、金額は同一でございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁ですと、4年間過ぎてても、当初のままの金額が単価が推移していると。これは決算上というか、この数字が上がってきて、私はおかしいと思うんですよ。

本来、こういう答弁の中でも、この業者しかできないと言われて、プレゼンテーションをやるということは数社が来ているはずなんです。数社が来ている。この中で、この業者しかできなくて、ずっと4年間きている。では、どの業者に今やっていただいているんですか。業者名を教えてください。

○滝川健司委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 今現在、昨年度も入れていただきましたのは、新城家具販売さんでございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 いや、22年度からずっと新城家具販売でよろしいんですか。製造元はわかりますか。

○滝川健司委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 すみません。もう一度お願いします。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 製造元です。

○滝川健司委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 一緒でございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 新城家具さんというのは、販売だけで製造はしてないはずだと思うんですけど、工場は持ってないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 すみません。先ほどの新城家具販売さんは販売しかしていないというふうに言われておりましたが、我々としては、コンペで新城家具販売さんを選定させていただいて、提示させていただいておりますので、そこが発注を出している工場については、当方では把握しておりません。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 一度、申しわけないんですけども製造元はどこかという確認をとっていただくことと、できるだけ地元の、あいち森と緑づくり税を使っているということは、できるだけ新城市内の材料というか、使させていただいて製造も地元の業者かなということをお願いしたいんですけども、きょうの答弁は結構でございますので、一度調べて、材料それから製造業者を教えてくださいませんか。よろしくをお願いします。

○滝川健司委員長 時間内に調べられますか。後ほど、それでは調べて答弁ください。

加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 お願いします。

10款6項2目、体育施設費、八名小学校プール解放管理運営委託料、200ページ。

市民プールとしての事業評価はどのようにされていますか、お伺いします。

○滝川健司委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 失礼いたします。

市民プールの事業評価といたしまして、平成20年より八名小学校のプールをお借りし、夏休み期間中開催しています、子ども市民プール、八名小学校プール解放管理運営委託事業の目的は、子どもたちの夏の水遊びの場の機会を確保するために、八名小学校のプールを開放し、プール利用者の安全確保を図るため、7月28日から8月26日の28日間、午前8時から午後5時までのプール管理及び利用者の安全監視を行うもので、受付1名、監視員2名、救護員1名、管理責任者1名の5名体制で行っております。

この間、28日間の総利用者数は2,217人、内訳といたしまして、幼児137人とその保護者185人、計322人

市内小学生1,868人、中学生25人、高校生2人となっております。

夏休みのこの時期、子どもにとって水遊びや水泳は、心身の健全な育成と水難事故から身を守るための技術を習得する絶好の機会であると考えております。

そういった意味から、子ども市民プールとしてのプール解放は、非常に有効な事業として評価しております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 場所ですが、八名小学校ということで、市内の幼児の方たちがプールを利用したいときに、この場所としての評価はどのようにされてますでしょうか。

○滝川健司委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 失礼します。当初、場所の選定を行うに当たりまして、旧市民プールがあった場所に近い位置が一番いいじゃないかということと、比較的駐車場等の確保も出来る場所がいいではないかということで、八名小学校を選定させていただいております。

当時、この地区の特に庭野小学校の生徒がプール利用ができないだろうということを想

定しまして、近場のプール八名小学校を選定させていただきます。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 庭野小学校は、普段体育としても八名小学校のプールを使っていると思うんですが、これ市民プールとしなければ、庭野小学校の子どもたちは、このプールを利用できないということでしょうか。

○滝川健司委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 庭野小学校は、現在八名中学校、八名小学校両方のプールをあいた時間帯、八名中学生、八名小学生の子どもたちのあいた時間帯をどちらかあいているほうでという格好で、使っております。

このだけでないと思えないかというところではないです。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 そうしますと、先ほど市民プールに近いところで、八名小学校のプールというように決定したという話があったんですが、最初はそのニュアンスの関係もあったので、そういうことも考えてそちらに行ったのかもしれませんが、その市内全域、合併してかなりたくさんの広い地域の中で、八名小学校が市民プールとして解放するのであれば、例えば新城小学校、または東郷西小学校、もう少し利用しやすい場所、せつかくこの200万円かけてこの28日間やるわけですが、もう少し市内で利用しやすい場所というのは、考えられないのでしょうか。

○滝川健司委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 例年の実績によりますけれども、利用者のほとんどがその地区の小学生ということになっております。そうしますと、他の地区にあるプールだとその学校の生徒が使うのがほとんどであるというように考えておまして、たまたま先ほどの話の中にもありましたように、庭野小学校に

プールがない、できるだけそういった生徒を使いやすい場所というのが目的にもありました。

市民プールと言ううちに、本来子ども市民プールというような位置付けをしておりますので、子どもたちが使いやすい場所、使う場所のない子どもをなるべく助けてあげようというのが目的かと思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 その地域の子どもたちはどこの小学校もみんな使っていると思います、夏休みは。先ほど市民プールの解放している時も、例えば庭野小、八名小の子どもたちが使っているときは、各先生たちがきちんと配置して見ているのではないのでしょうか。

○滝川健司委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 庭野小学校の子どもたちが、学校のプールとして使う場合は、その学校の、例えば八名小学校ですと、八名小学校の先生がプールの管理をして、児童の管理は庭野小学校の先生が行うというような格好になっております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 ここはしっかり市民プールとして、本当に今回、八名幼稚園が八名こども園に変わって、夏休みも開くようになりました。ということは、前年度夏休みにこの幼児で利用していたという数が、今年またどうなるかということも大きく関係してくると思いますが、八名地区のその幼稚園がこども園になったということも、しっかり考えていかないと、この本当に市民プールがなくなって大変寂しく思っている方たちが使いやすいところはどこなのか、せつかく5人も配置しまして、200万円かけて市民プールを開設しますので、その辺をきちんとこの事業評価の中で、話し合われているのかどうかをお伺いします。

○滝川健司委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 こども園と関係者等との話し合いというは行っておりません。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

次に、総括の質疑に入ります。

質疑者、鈴木達雄委員。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、一般会計決算総括について質疑します。

1点目です。特別会計・公営企業会計に合計約31億8,000万円が繰り出されており、基準内繰り出しにかかわらず、一般会計の事業の要領や裁量を縮めていると言えます。

一方、繰出先の各会計の不用額合計がその約30%にあたる約9億8,000万円となっている現状があります。

その状況をどうみるか、そして繰出金額を当初から抑える考えはないか伺います。

2点目です。決算審査意見書の総評にある五つの審査の留意点について、所見と対応を伺います。

1 決算にかかる主要施策成果報告書について。

2 内部統制機能の再構築について。

3 公共施設用地の賃貸借契約について。

4 契約事務について

5 財産区について

よろしくをお願いします。

○滝川健司委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 総括質問の1点目、特別会計・公営企業会計に対する繰出金についてお答えさせていただきます。

特別会計・公営企業会計に対する繰出金については、国からの通知による基準によるも

の及び基準外のものがありますが、いずれも市民負担の緩和や各会計の財政基盤安定に資するため必要となる経費を繰り出しており、その額については当該年度における対象経費の実績または実績見込額で算出し、適正な額を支出していると考えております。

平成24年度一般会計の決算における各会計への繰出金の予算現額と支出済額との差、いわゆる一般会計ベースでの不用額の合計は約8,700万円ですが、これは当初予算編成段階での見込額を無条件に支出したのではなく、執行段階においてさらに事業実績や実績見込みを十分精査したことにより、適正な額を繰出金と支出したものであると考えております。なお、今後の予算編成過程においても、十分精査することで、この額を圧縮するよう努力していきたいと思っております。

さて、繰出先の特別会計・公営企業会計において、多額の歳出不用額が生じている点と一般会計からの繰出金との関係ですが、繰り出しの対象となるそれぞれの事業においては、いずれも適切に執行されており、各会計での不用額は医療費の伸びが想定よりも低かったことによる保険給付費の減や建設事業の繰越明許等さまざまな要因により生じたもので、一般会計からの繰出金により不用額が生じたものではないと考えております。

なお、特別会計・公営企業会計は、特定の歳入歳出を一般会計の歳入歳出と区分し、個別に処理するための会計であり、独立採算を基本原則としていますことから、基準外、法定外の繰出金については極力抑制する必要があると見ており、各会計における保険税、保険料、使用料の適正化など常に取り組む必要があると考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 失礼いたします。

(2)の決算審査意見書の総評にかかる①使用したこの成果報告書につきましてご答弁さ

せていただきます。

市では、総合計画の実効性を確保するために、毎年の予算編成作業に連動し、事務事業ごとに事業の内容、事業費、財源内訳、成果目標・成果指標及び達成度等を記載いたしました事務事業評価調書を作成し、庁内の内部評価のほか、総合計画審議会市民部会による外部評価により、施策・事業の有効性や優先度等を検証し、その進捗管理を行っております。

第1次総合計画中期基本計画では、施策の達成実績と目標について、市民満足度による実績及び目標と成果指標による目標を設定し、それに関連する各事業についても定量的に表現できる成果・活動指標を設定しております。

主要施策成果報告書におきます主要施策の事業実績につきましても、この中期基本計画に沿って定量的に表現できる数値を記載しておりますが、その数値の背後には市民満足度を向上させるためのさまざまな定性的な取り組みもあるはずでございます。

事業を行う担当部課におきましても、事業の達成に向けてそうした取り組みがあることもしっかりと説明ができなければならないというふうに考えます。

企画課といたしましては、今回の監査意見を真摯に受け止め、主要施策成果報告書には、より市民満足度を向上させていくための取り組み等を記載するなど、次の改善につながる見直しを検討してまいります。

以上です。

○滝川健司委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 総評の2点目のうち、行政改革や公共施設の再構築に関する部分でございますが、行政改革や公共施設の再構築が所管課任せであり、全庁的な進捗管理が不十分との総評の部分ではありますが、これまでの取り組みといたしましては、いわゆる集中改革プランによる取り組みのほか、財政健全化のための公共施設のあり方検討による一部

施設の廃止・譲渡のほか、施設使用料の見直しや指定管理者制度の見直しなどを行ってきたところでございます。

これらの取り組みにつきましては、所管課によりそれぞれ取り組み、進捗させてきたところでございますが、集中改革プランのような具体的な計画に基づく全庁的な進捗管理ということができているかという状況にはございません。

今後の対応でございますけれども、公共施設につきましては公共施設白書の作成を行うとともに、行政改革に関する計画を策定をいたしまして具体的な取り組みを進めていくということを予定しております。

また、スリムで内部統制が十分機能するものとなるような組織・機構の見直し作業につきましては、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○滝川健司委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 それでは私からは、同じく内部統制機能の再構築について、不祥事等の防止やリスクマネジメントの観点からお答えをいたします。

地方公共団体は、常に住民から信頼される存在でなければなりません。そのためには、人為的なミスや不適正な事務処理などの不祥事を起こさないことはもちろんですが、それらのリスクを未然に防止し、組織全体として住民の要求や期待に積極的に応える体制にしていくことが必要です。すなわち、内部統制を十分機能させ、組織マネジメントとして定着した状態にしていくことが求められております。

現在の新城市役所の状況を見ますと、決裁等の過程で複数のチェック機能を働かせ、不祥事を起こさないための努力を続けているところでございますが、現実には不祥事が発生した場合には、その部署内だけで原因の究明や再発防止に向けた取り組みが行われるということが多く、それらを組織全体で共有して再

発防止につなげていこうとする意識やリスクそのものを未然に防ごうとする視点がやや欠けているような気がいたします。

こうした現状を踏まえまして、本市においても今後不詳事等の防止やリスクマネジメントの観点から、早急に内部統制のあり方を検討し、組織マネジメントとして有効に機能するようにしていく必要があると認識しております。

このため、決算のこととはちょっと外れてしまいますけれども、平成25年度の本年度には課長職及び副課長職を対象としましたコンプライアンス研修を実施しておりまして、法令遵守意識の徹底を図るとともに、組織における内部統制づくりの基本を学ばせるということをやっております、具体的な取り組みを始めているところでございます。

なお、内部統制機能を構築するに当たりましては、最初から完璧なシステムとして運用していくことは非常に困難ですので、今後は本市の特性や実情にあった形でできることから取り組んでいって、最終的には常に市民から信頼される存在になれるよう努力を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 それでは、総評の3点目ですが、公共施設用地の賃貸借契約についてということですが、公共施設の整備を行う場合の事業用地については、新規事業では用地買収により市が取得することを基本とし、やむを得ない場合にのみ賃貸借することとしております。この場合の土地賃貸料につきましては、各年度当初予算編成時に要求基準を定め、当該土地の固定資産評価額に一定割合を乗じた額に固定資産税等を加算した賃貸料の上限額を設定をしております。

また、これまでの経過から賃貸借契約により賃借しておる土地については、土地所有者との協議・合意により賃貸借契約を締結して

きた経緯から、別途算定基準を定め、基準を上回る賃借料についてはできるだけ早期にこの算定基準に合致するよう指導しておるところでございます。

市の公共施設のうち、小中学校、保育園・幼稚園、現在のこども園です、公園用地などにおいて、多くの借地が存在しておりますが、将来的にも長期間継続利用する公共施設用地は財政事情の許す限り早期に取得することで、後年度の財政負担を軽減するように努めてまいります。また、利用頻度が少なく将来的にも他の利用目的のない土地については、賃貸借契約の解除の検討をすることとしております。

以上です。

○滝川健司委員長 尾澤契約検査課参事。

○尾澤潤三契約検査課参事 4点目の契約事務についてお答えさせていただきます。

契約は競争入札を原則とするものですが、地方自治法施行令の規定によって認められた9つの場合のみ随意契約を行うことができます。この法令の条文のままでは判断がしがたい案件もありますことから、平成21年度に契約事務の手引きを作成し、平成23年2月に随意契約の適正執行のための指針、随意契約ガイドラインを作成し、説明会を行って事務の手続きの周知を図ってまいりました。

昨年度は、施行令167条の2第2号から9号までの特命随意契約の現状分析を行うため、また主管課において施行令の条文と随意契約の理由の整合性の再確認を目的とした随意契約の特命契約の調査を行いました。調査では、随意契約ガイドラインの作成後の平成23年4月から平成24年12月までを調査対象期間とし、特命随意契約の契約件数、随意契約の理由、地方自治法施行令の適用条文を調査しております。

今後は、調査分析、決算審査意見の指摘を踏まえガイドラインの見直しを実施し、さらなる随意契約の適正執行について徹底してい

く考えでございます。

以上でございます。

○**滝川健司委員長** 三浦市民自治推進課長。

○**三浦彰市民自治推進課長** それでは、5点目の財産区についてお答えをさせていただきます。

決算審査意見書に指摘された留意点につきましては、大きく2点ございます。1点目は、支出基準の統一・明文化、そして2点目は地縁団体等への移行検討について、ご指摘をいただいたと考えております。

財産区という性質上、その会計処理においては公金として適正に執行がなされなければなりません。1点目のこの支出基準の統一・明文化につきましては、各財産区のそれぞれ沿革の違いなどから統一を図ってきたところでございますが、一部には不適切な事例もございました。

今後、一層適正な会計事務が行われるよう、ヒヤリングなどを行いながら、支出基準の統一・明文化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の地縁団体等への移行検討についてでございますが、27の財産区の中には、この実態として財産区本来の機能を有していないとみられる財産区も見受けられるというご指摘をいただいておりますので、運営実態にも着目し、ヒヤリングを行いながら、地縁団体等への移行の検討について、慎重に検討して参りたいというように考えております。

以上でございます。

○**滝川健司委員長** 鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** 再質疑をします。盛りだくさんでちょっと忘れるところもありますけれども、最初の1点目の特別会計・公営企業会計に繰り出すと金額大きいに対して、それぞれの会計の不用額がトータルでこれまたその30%にあたるということで、説明の中でこの一般会計の繰り出し、各会計については繰り入れ、それと結果としての不用額、直結する

ようなものはないということでありまして、それはもちろん当然ながら、お金の結びつきといましようか、つながりは特にないと思うんですが、一般的な視点といましようか、普通の考えとして、やはり一般会計から大きなお金が繰り出されているけれども、行った先で余っているという、そういう数字の部分であります。それについて、対応ができないのかということでもあります。

それぞれの会計については当然ながら、それぞれの会計で事務経費の効率化であるとか、必要ないものは当然出てくるかと思っておりますので、そういった変動はあるかと思っておりますけれども、毎年毎年、過去平成22年ぐらい、3年間ぐらい見ますと、やはり特別会計では2割から3割、それから事業会計を含めて3割以上というようなそういった不用額が繰り出し、繰り入れに対して不用額というような比較ができるわけですが、でするので何かそこに理由をつけてしょうがないというのではなくて、対応策があるのではないかと考えております。それぞれの会計についてはやはり同じような比較割合というのが違ってくるわけですが、不用額については同じ会計については毎年毎年ほぼ同じような金額が不用額となっているような状況もあります。

1点ですが、この不用額というのは、この変動幅としてこれだけ大きいものが不用額になっているわけですが、不可避といましようか、これはもう当然ながら毎年出るものだというそういう考えが執行部、予算段階から決算の評価を見て、あるのかないのかその辺を伺います。

○**滝川健司委員長** 清水総務部長。

○**清水照治総務部長** 特別会計は、今議員が言われるようにいろいろな事業、目的によって異なっております。その繰り出しにつきましても国保とか介護保険、医療関係につきましても、その時々、年度によって医療費の増加に伴います、増というのを見込んで予算計

上して赤字にならないようにある面では過大に積算することがあるかと思えます。

そういったことで、繰り出しが実際には繰り出ししても繰越金が過大に残るというケースも出てくるかと思えます。

また、他の建設事業的な農集排等についても当初の目的の事業が予定どおりに行われる国の補助金関係で繰越明許となるようなケースも出てくるかと思えます。そういった場合は、やはり繰越金としては出てまいりますので、そういった場合でいろいろケースバイケースで考えております。

私どもとしては、基本的には赤字にならない決算としたいというのがために、ある面では過大に見積もりをしているわけではないんですけれども、慎重な財政運営をしたいということで、場合によっては繰越金が過大になるというケースも出てこようかと思えます。

特にことしにつきましては、国保会計のほうで4億円近い繰越金が出ております。これは、ある面では想定された部分がございます。これは、一般会計の繰り出しを基準を上回る繰り出しをしております。これは国保税の引き上げ等にいろいろ関連して一般会計の繰り出しをふやしたということもございます。

25年度会計の中での運用を今後補正予算でお願いしてまいります、基金の積み立て等もはかってまいることも必要かと思えます。そういった個々の理由で、会計の理由で変わってくる部分はあるかと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 繰り出し、繰り入れについてですけれども、法的に一般会計から繰り出すべきという部分も当然あるかと思えますけれども、その一般会計の繰り出しについて、特別会計への事業会計への繰り入れについて、決まりは決まりだけでも、市としてはこうするということのようなところまでの踏み込んだお考えというか、予算時の話ではあり

ますけれども、そんな過去に検討したことがあるんでしょうか。

○滝川健司委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 特別会計・公営企業会計への繰り出しの性質なんですけれども、先ほどからご説明しておりますように、基準と基準外というものが二つございますけれども、過去においてはこの基準外の部分に関しては、検討をしたことはあるかと思えますけれども、基準内に関しては検討したことはないと思えます。

先ほども申しましたように、特別会計・公営企業会計につきましては独立採算を基本原則というものもございますので、一般会計からの基準外の部分につきましては、極力抑えていくというような考えで、そのためには各会計におきまして、保険税、保険料等の見直しを適切に行っていただくということが前提になろうかと思えます。

以上です。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 基準外については当然だと思います。これ以上聞きませんけれども、基準内についても、もう一度、それこそ内部の検討というか本当にそうなのという疑問も持ちながら、繰り出しを考えていただきたいなと思っております。

それから、次です。

総括の総評の中で、審査の留意点ということで五つの留意点を監査委員の方から出たということでございます。その一つ一つについて、今お答えをいただいたわけでありすけれども、で1点目です。

主要施策成果報告書についてです。監査委員さんがこの1点目指摘されたわけでありすけれども、その前に、このそもそも5点の指摘事項、その前の総評として本市を取り巻く交通環境等の変化に対応するために産業振興観光戦略等も含めて、的確な対応が求められる中で、まず健全財政を堅持し、政策的経

費の選択集中により効果的効率的な配分の実行をというような要望事項が前段総評で書かれております。

それに基づいた以下の指摘事項というように私は受けました。ということで、その根底にはそういうことがあるんだろうということで伺うわけですけれども、この施策成果報告書、監査委員が問題だという指摘をされましたが、その問題だと指摘された部分、先ほど具体的な定量的にわかる数値を用いて評価していくという、プラスこれから満足度等も含めて、評価をしていきたいというようなお答えがあったかなと思いますが、今回の成果報告書、この実際我々も監査委員さんの指摘に対して、どこがそうなのかというはつきりわかりません。実際のところ。それから、その指摘に対してどのように執行部側がどの部分が問題だろうという、本当に受け止められたのかというそういう点が通じているのかなというそういう疑問を持ちました。ということで、監査委員に伺ったほうがいいかもしれませんが、具体例を挙げてということでも構いませんが、どういった事業目的に対してこの数字がこの目的を反映されていないのか、それがこれからの評価につながっていないのか、ちょっと説明をいただけたらと思いますけれども、どうでしょうか。

○滝川健司委員長 梅原監査委員事務局長。

○梅原淳範監査委員事務局長 ただいまの鈴木委員からの質疑ですが、監査委員といたしまして、やはり主要施策成果報告書というのが毎年作成をされておりますが、その事業目標、そもそもその事業の目的、目標というのがどこにあるのかというところをはつきりつかんで事業成果報告書をつくっておられるかというところを重点的に審査をさせていただいたという経緯がございます。

それが、指摘の中にも書いてありますが、マネジメントサイクル、これからの改善だとか、例えていうと事業の見直しというところ

につなげていくべきものにすべきだということでもあります。

そんなことからこういった指摘をさせていただいた具体の事例といいますと、この成果報告書のこの厚い中でどれをということは、ちょっと申し上げられませんが、これまでの決算審査、それから定例監査、例月出納検査等の中で感じたことの中で、特にそのところ、せっかक्तつくる資料でありますので、定例的な資料づくりになることのないように、やはり事業にいかしていけるような仕組みづくりをしていただきたいという観点でございます。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 例えば、収納率何%にしましょうと税金をですね、そういう数字は非常にわかりやすい。上がったという、下がったという。ですけれども、例えば、例をあげて申しわけないんですけれども、地域情報化推進事業というようなことで、住民説明会を何回やりましたというのがありますけれども、当然その過程としては住民説明会が必要ですが、その結果どういう進捗があったのか、成果があったのかというところをはつきり見えないというようなこともありまして、そんなところかなと思いつつながら、この指摘事項を読んだ次第です。

次にいきます。2点目の内部統制機能についてですけれども、行財政改革もしくは公共施設の再構築、各課任せだったという。全庁的な進捗状況が不十分だったということですが、この辺については過去にも、今回の平成24年度よりも前の決算について指摘がされてきたことでもあります。

今回、公共施設については、白書の作成等、内部機構へ引き続き再構築に取り組むというようなお答えがありました。

これから、その全庁的な進捗管理が不十分という指摘に対して、今、次の不詳事、リス

ク管理については、課長、副課長集まってというようなお答えもありましたけれども、この行財政改革・公共施設の再構築、これについて全庁的な進捗を進める体制というのがこれから、どうするという考えがあるのか伺います。

○滝川健司委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 公共施設、それから行政改革の関連につきましては、全庁的な取り組む体制、形ということで、特に公共施設については予算の委員会の中でもご説明させていただいたとおり、その公共施設のマネジメント推進事業の中で、トータル的に取り組んでいくという形を予定をしておること、繰り返しご答弁させていただきます。

それから、行財政改革に続きますとも、そういったものを積み上げる中で、トータル的に行政改革と、それから、それに合わせて財政部分も入ってまいりますので、そういったものが推進されていくということなんですけれども、ただ一部個々にやらざるを得ないという部分も出てまいりますので、全庁的に取り組む部分と従来どおり方針にそって個々で取り組む部分という仕分けは出てこようかと考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 3点目の公共施設用地の賃貸借契約についてです。

新しい施設、契約については、取得が基本ということでありまして、ぜひそうしていただければよろしいかなと思います。

一つですね、この見直しをするについて、過去にいろいろな事情で事業を進めているために契約したという、いろいろな理由があるかと思っておりますけれども、その今生きている契約書、そういったものに妥当な契約期間の決め、それから見直し条項等の設定、そういったものは全ての契約書にあるのかどうか、それを伺います。

○滝川健司委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 それぞれの賃貸借契約の契約書等につきましては、財政課が一元的に把握しているということをございませんで、それぞれの所管課で保管をしておりますけれども、当然賃貸借期間等についての決めは、そこに定めてあろうと思います。

また、見直しの条項につきましては、見直しというのがどういう点にあたるかわかりませんが、賃借料そのものの見直しなのか、用途として使用しなくなった場合の取り扱いの見直し等々あると思っておりますけれども、それぞれの契約書に必要な事項については、記されているというふうに考えております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 見直し条項というのは、いわゆる指摘事項の中にありました近隣の賃借料に対して、高額と思われるという指摘がありました。そういったものも含めて、金額について見直す、話し合いを始めるという、こちらから持ちかけができるという、そういう状況に契約内容がなっているのかどうかということです。確認します。

○滝川健司委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 先ほどのご答弁の繰り返しになりますけれども、それぞれの契約書に関しましてはそれぞれの所管で保管しておりますので、見直しの条項もそちらに書かれていると思われまます。

また、固定資産税等の評価替えが3年に1回というような形でございませんで、その段階で見直すということを書かれているのが多いのではないかとように思われまます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それぞれの所管ということでありまして、内部統制機能という2点目がありましたけれども、同じように公共物の再チェックというか、ぜひともこの契約内容についても一括して統制していただきたいなと再チェックしていただきたいなと思っ

ております。

4点目にいきます。

契約事務について、随意契約についての指摘事項かと思えます。この随意契約については、法的に決まっている法律の表記があいまいだということで、ガイドラインをつくられて、それに沿って23年度以来やっているということでございますが、今回平成24年度の決算についても、再度指摘されたということがあります。

ですので、この随意契約ということですね、いわゆる随意というのは一概に一線で線を引くことが難しい案件ということかなと思えます。一般競争入札、それから指名競争入札に付すべき金額的なもの、また業種的なものの決まりがありますが、そこに半分かかっている、しかし内容的に単に高い安いだけでは判断ができないという、そういったものについて随意契約がなされているのかなと思うわけですけれども、その分について今回の指摘があったと思えます。

その事業の緊急性、特殊性、ここしかできないよとか、先ほどの質疑にもありましたけれども、コンペという経緯はとったにしても1社に決めていくというような、いわゆる入札制度だけから見ると、それはちょっと疑問点を感じられるわけでもありますけれども、ただ事業目的、本当に何を目的としているかというあたりでは、随意契約が妥当ということがあろうかと思えます。

今回、指摘されておるわけですけれども、無論ガイドラインをつくった、それに沿ってこれからも再度調査をして、それを分析してガイドラインを見直していくということでもありますけれども、本当にその統一、ラインを引くそういったふうな確実なガイドラインができていくのか、実際随意契約がなっていくのかというところが、若干指摘に対しては反するような話でもありますけれども、どうなんですか、これはできると思えますか。

○滝川健司委員長 尾澤契約検査課参事。

○尾澤潤三契約検査課参事 先ほど、お答えの中で申させていただきました、見直し等もかけていくんですが、基本的には法令で定められております1号から9号が随意契約。で1号については、金額が工事、物品、委託、その他とかいう形、うち賃貸借、それぞれ金額が設けられておまして、それを超えない範囲であれば、随意契約ができるというようなことです。それで、それを超えるものということ、超えるものではどうだということになりますと、2号以降で2号から9号まで一応ございまして、それに合致するものは随意契約が可能かと考えるわけなんです、それについては非常に条文だけではありませんので、先ほど言いましたようにガイドラインを設けております。でも、ガイドラインの中でもそれに案件として該当しないようなものもあるもんですから、さらにそういうものも加えたようなガイドライン、非常にガイドラインだけではわかりにくいものもあると思えますので、それを加えていきたいと思えます。

最終的には、職員への周知ということになるもんですから、条文解釈と随意契約の理由のほうを明確化して、さらに契約の時に理由書というのをつけていただいて職員のほうでつけておりますが、そちらのほうに明確に書いていただくような形。今回の調査でも、条文は書いてあるんですが、理由がないというようなケースがありましたもんですから、必ず理由を書くというようなことを周知徹底していきたいと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 昨年の回答にも随意契約理由書の作成を義務付けるというような回答がありました。それを実行されているということでもありますけれども、この随意契約、根本的にあいまいな制度です。ですけれども、その結果としてその理由を明確に公開するとい

うか、みんなにこの理由で決めましたということを通の一般の入札よりも非常にそういった公開するという、明らかにするということが非常に大切かと思いますので、それをぜひやっていっていただきたいなと思っております。

次の5点目にいきます。財産区です。財産区については先ほどの健全財政を堅持し政策的経費の選択と集中により効率的効果的な配分をと、そういった要求からすると、若干別枠の指摘事項のような気が受け取れますが、この財産区を今回特に指摘したというその真意というか、その辺を監査委員さんに伺いたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○滝川健司委員長 梅原監査委員事務局長。

○梅原淳範監査委員事務局長 一般会計・特別会計の決算書にうたわれておりますように、財産区という団体は特別地方公共団体という位置付けでありまして、市長がそもそも設置し、予算決算を取り扱うという形になっておる性格上でいきますと、法律を逸脱したようなことはやるべきでないということでありませ。要は法に沿って運用をしていただきたいという真意でございます。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 わかりました。先ほど回答にもありました財産区が、それぞれの旧村の財産、それから旧村の性格というかがありまして、元々性格が違うというところもあるということで、支出基準を統一するについて若干面倒な部分もあるのかなというようなお答えがあったと思いますが、これから統一していくという部分を質疑の中に対応ということがありましたが、先ほどヒヤリングしてという話もありましたけれども、指摘からするとかなり市にとって重要な案件ということでありますので、この統一というものをすぐやっていくということでよろしいんですか。

○滝川健司委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦彰市民自治推進課長 今すぐにはやるかということではございましたが、先ほどお答えいたしましたように、今、新城市、新城地区で旧新城市で20、鳳来地区で六つ、作手で一つの財産区ございまして、それぞれの財産区、この先ほど沿革の違いということで、ご答弁させていただきましたが、この生い立ちですね、あるいはこの旧慣、それによってこの地域の住民意識の違いというものが、さまざまでございます。

したがって、これら地域の方としっかり調整をしていながら、慎重に誤解のないように対応していきたいと思っておりますので、その辺のことにつきましては、すぐにとということよりは、しっかり一つ一つ財産区が違いますので、そのヒヤリング等通じて対応してまいりたいというふうに思っております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 最後に確認させてください。本来の機能を有してないと見られる財産区、そういったものが今幾つほどあるのか、教えてください。

○滝川健司委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦彰市民自治推進課長 こういう表現で、ご指摘をいただきましたが、財産区は27ございますが、八つほどこの予算を伴わない財産区もございます。ただ、それだからといきまして、この私どもとしては問題というよりは、その沿革の違いなどからそういった結果になったというふうに捉えておりますので、これについても、また今後、ヒヤリング等、調整等、地元との話し合いを通じてしっかり対応してまいりたいというふうに思っております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

総括の質疑を終了します。

以上で第117号議案の質疑を終了します。

小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 それでは、先ほど加藤委員からのご質問で、学校管理費の木の机の補足について申し上げたいと思います。

先ほどの木の机ですが、設計は新城家具販売で行っておりまして、この製品は同社オリジナルということでございます。製造については、静岡県の天竜市の天竜ウッドワークというところへ三河材を送っていただき、製作を依頼しているというふうに聞いております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第117号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって第117号議案は、認定すべきものと決定しました。

第118号議案 平成24年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定及び第119号議案 平成24年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定の2議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本2議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本2議案を一括して討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第118号議案及び第119号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって第118号議案及び第119号議案の2議案は、認定すべきものと決定しました。

次に、第120号議案 平成24年度新城市介護保険事業特別会計決算認定を議題とします。これより質疑に入ります。

質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 第120号議案 平成24年度新城市介護保険事業特別会計決算認定。

歳出3款1項1目、地域支援事業費、介護予防普及啓発事業、268ページ。事業内容は予定どおり実施されたか。また、その効果はいかがですか。お伺いします。

○滝川健司委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 それでは、お答えいたします。

介護予防普及啓発事業では、当初の予定の転倒予防教室、木曜塾、認知症予防教室を開催いたしました。

転倒予防教室は、事前調査の上指導が必要と認められた高齢者を対象として参加者を募集し、これに一般高齢者の参加希望者を加えて、市内3カ所の保健センターにおいて、10回のコースで、運動指導や体力測定を行いました。3カ所で68名の方が参加されました。

なお、転倒予防教室は、介護保険で市町村必須となっている二次予防事業として、本市が取り組むものでございます。

木曜塾は、老人福祉センターにおいて、毎週木曜日に開催し、当日参加した高齢者に対して健康体操、健康講話等の助言・指導を行っております。

昨年度は、年間で39回、延べ288名の方が参加されました。

認知症予防教室は、一般高齢者を対象として参加者を募集し、3回のコースで、認知症の正しい知識習得のための助言・指導を行い

ました。3回合わせて54名の方が参加されました。

介護予防に係る事業効果につきましては、はっきりとした効果のわかる指標が確立されておきませんので、効果を測定することは難しいわけですが、継続して事業を実施することで、要支援・要介護認定者の増加を抑制する効果が期待できると考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 ただいま効果は難しいという話でしたが、参加人数が効果の一つにも現れてくると思います。今回、決算認定でここをきちんとしなければいけないというのは、社会保障の改革でかなり介護保険の内容、要支援の部分がこの介護予防事業のところに関わってくると思います。ですので、ここ数年同じような教室が開かれております。そのところ、きちんと毎年見直してきちんと予防事業として行われているかという、ここがきちんとされているかどうかを評価しなければならないと思うんですが、予定通りという部分でいったら、24年度はこの参加人数で予定通りと考えていいんでしょうか。

○滝川健司委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 費用対効果ということにもつながるかと思うんですけども、転倒予防教室、木曜塾、認知症予防教室、いずれも介護予防につながるというようには考えませんが、効果をより上げるためには多くの方に参加いただくということが必要でございます。

ただ、いずれも高齢者ご自身が参加いただくものでございますので、ご家庭の状況で会場までいく足がないといった事情も考慮しなければならないというように考えております。

また、参加の募集にあたりまして、直接本人に会ってご説明することが望ましいと考えておりまして、24年度のこと踏まえまして、本年度の転倒予防教室につきましては、

保健センターの保健師にお願いして、家庭を訪問いただいて、抽出をかけるというところで、実施中でございます。

会場までの足につきましては、具体的には、まだ検討段階でございますが、公民館等の集合地までの送迎や開催の会場をほかのところもふやすというところも考えて検討を進めているところでございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 今、検討していると言った、そこが重要でして、保健福祉計画のほうでも問題点として上がっているのは、やはり足の問題、今、せっかく転倒予防教室、一度転倒したりしますと、介護のほうに入っていく方が多いというこの運動というのは、大変重要だということから、検討しているというふうに、今回されたわけですが、昨年度のこの事業の中で言いますと、木曜塾のほうは、さらにもっとここは検討しなければならない事業です。

つまり、この老人福祉センターに市のバスを使いながら、集めていってもこの全体の人数が288名ということ。これはどのような評価をしておりますでしょうか。

○滝川健司委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 送迎にあたりましては、市のバスは使っておりませんで、今、職員がワンボックスを使って送迎、昨年もそうですけれども、バスを使うのはその老人クラブさんの集会というところで、バスは利用されているところであります。

昨年度の平均ですと、7.4人ということで、ございますけれども、本年度につきましては、7.8名ということで、若干人数ふえているということでございます。

施設の規模と内容からしまして15から20名ぐらいまでは、対応できるというふうに思っておりますので、先ほどの施設までの足がないというところが、一番問題というところでございます。先ほどもちょっとお答えしま

したが、会場を他のところにもっていくとか、もっと職員が回る範囲を広くするとか、そういうところで対応していきたいというように考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 もう一つのこれもさらなる検討が必要なのは、認知症の予防教室です。これも3回開かれて、新城の福祉の実績のほうの24年度見ますと、せっかくそれぞれの薬剤師の方や管理栄養士の方や専門な認知症のケアの状況専門士を呼んだ教室でありながら、参加人数が21人だったり、17人、16人。こういうような全市の中でこのような人数というのは、これから認知症全体の中で、かなりの多くの方が関わられるという予測される中で、この認知症予防教室については、開き方について何か検討はされたのでしょうか。

○滝川健司委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 認知症予防教室につきましては、受講されれば必ずその効果はあがるというように思っております。ですので、その周知の仕方について、広報だけではなくて直接事業者の方に通じて、呼びかけていただけるとか、関係者を通じて必要性があるところを本年については呼びかけているところでございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 これは事業名が介護予防普及啓発事業というようになっていまして、予防、普及して啓発をしていかなければいけない。そうしますと、先ほど専門職の保健師さんとか、それから先ほど言ったようなそれぞれの専門職という方は限られてます。そうしますと、やはりこれからはその予防を普及していく方たちを地域につくりだしていかなきゃいけないような事業だと思うんですが、この辺は検討は進んでいるのでしょうか。

○滝川健司委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 県の研修の中で認知症予防の研修会がございまして、市の職員もそ

の研修の中で参加し、参加しますと地域でそういう研修会が開けるといふところでもありますので、職員からも地域でそういうコーディネーターを増やしていくような働きをしたいというように考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 職員というのは限られていますし、それぞれの職務がありますので、これは一般地域住民を巻き込むことが、予防・普及には大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 議員ご指摘のとおりでございまして、職員だけではとても普及ができるというものでもございせんので、地域の方にもそういう知識を伝えて、地域の方から一般の方に周知していただくような対応を考えておりますし、県のほうの指導もそういうことで対応は進んでおります。

〔荒川修吉委員退場〕

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

○滝川健司委員長 質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第120号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって第120号議案は、認定すべきものと決定しました。

次に第121号議案 平成24年度新城市国民

健康保険診療所特別会計決算認定から第147号議案 平成24年度新城市作手財産区特別会計決算認定までの27議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本27議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本27議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第121号議案から第147号議案までの27議案を一括して採決します。

本27議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって第121号議案から第147号議案までの27議案は、認定すべきものと決定しました。

次に、第148号議案 平成24年度新城市新城市市民病院事業会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、加藤芳夫委員。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、第148号議案 平成24年度新城市新城市市民病院事業会計決算認定。

一般会計から、新城市市民病院への会計負担の中で、医師確保対策経費について、1億円余支出しているが、使途の目的とその効果は、お願いいたします。

○滝川健司委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 使途目的につきましては、医師の勤務環境の改善、関係機関との緊密な関係の構築、医師に関する情報収集とネットワークの構築が主なものです。

医師の勤務環境の改善につきましては、医

師数が減少した平成18年度当時の医師給与が、県内の公立病院と比較し、かなり低かったことから、初任給調整手当の支給開始、診療手当の増額など段階的に給与の引き上げを行ってきました。また、育児支援のため病児保育の開設、地域医療を担う医師の育成を目的とした家庭医療後期研修プログラムを実施しています。

関係機関との緊密な関係の構築につきましては、愛知県、関係機関へ積極的に出向いて当院の状況を説明し、東三河北部医療圏における当院の役割についての理解を深めていただいております。

医師に関する情報収集とネットワークの構築につきましては、インターネットサイトを活用した情報収集や医師募集パンフレットを作成し、当院での勤務経験者などを中心に訪問活動を行いネットワークの構築を進めています。

こうした活動の結果、病院独自での医師採用もあり、平成19年度以降の医師減少に歯止めをかけることができました。

また、平成18年4月時点で1名だった愛知県からの派遣医師数が、本年4月には5名から7名と2名増員されたことは、当院が行っている育児支援や医師の育成を目的とした研修プログラムの実施など勤務環境の改善について愛知県並びに自治医科大学卒業医師に理解していただいた結果であると考えております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁で医師確保経費という、こととして1億円余を支出して、毎年このデータを見ますと、支出しているんですけども、基本的な総務省の関係のこの資料を見ますと、今言われたように、勤務環境の改善に要する費用と、もう一つはこの医師の派遣を受けることに要する経費と医師確保経費の二つの大きな目的がそうになっているんですけども、現在、新城市の市民病院というの

は、愛知県の活動が大きいということで、愛知県から、自治医科大学からかなり来ていただいている。

それから、もう1点は、浜松医大から来ていただいているということなんですけれども、今年度ももちろん1億円余ですけれども、ずっとこの数年1億円余でありましたけれども、例えば、浜松医大とか愛知県の自治医大以外で成果は上がってきているところがありますでしょうか。

○滝川健司委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 これまで、病院独自で採用させていただきました医師ですけれども、最近では今年度、第一赤十字病院から総合診療科に来ていただいた先生。これは、家庭医プログラムにのっとなって来ていただいた先生です。

昨年度は、自治医科大学を義務年限をあげた先生に、残っていただく努力を続けて、最終的には残っていただいております。

それ以前ですと、医局には属していない整形外科の先生を病院独自で採用したりもしております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 成果がこの今当面上っているということなんですけれども、現実、今度はこの市民病院の決算書を見まして、その医師確保経費の1億円を含んで、これ、医業収益のその他医業収益というところを捉えて、この一般会計からの繰り入れというのは、このところの5億3,200万円余入っているんですけれども、この部分を捉えて考えればよろしいですかね。

○滝川健司委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 すみません、もう一度お願いします。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 1億円を含んで、全てこと

し9億700万円ほど一般会計から繰り入れております。その中で、医師確保経費も含めて、今の医師の問題ですので、この決算書、損益計算書の中で、(3)のその他医業収益のところを捉えればよろしいのか、別にほかの医業外収益のほうで捉えているのかというところの数字的なものがわかれば教えていただけますか。

○滝川健司委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 医業収益の中と医業外収益と分かれております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、全体で9億700万円の分けをちょっと教えていただけますか。医業収益と医業外収益で。

○滝川健司委員長 すぐ答えられますか。

天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 医業収益のその他会計負担金が、3億1,265万7,000円。それから医業外収益の他会計負担金が1億2,852万4,000円。それから、他会計補助金が、2億2,541万円。それから、資本的収支のほうですけれども、他会計負担金が2億4,295万3,375円。出資金として8,459万4,000円となっております。

○滝川健司委員長 よろしいですか。

加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第148号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって第148号議案は、認定すべきものと決定しました。

次に、第149号議案 平成24年度新城市水道事業会計決算認定及び第150号議案 平成24年度新城市工業用水道事業会計決算認定の2議案を一括議題とします。

これより、質疑に入ります。

本2議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第149号議案及び第150号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって第149号議案及び第150号議案の2議案は、認定すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は、すべて終了しました。

なお、本委員会の審査結果報告及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会といたします。

閉 会 午前11時26分

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 滝川健司